



# 熊本県公報

号外第 13 号

平成 23 年 3 月 31 日(木)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- |                              |         |   |
|------------------------------|---------|---|
| ○熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則      | (市町村総室) | 1 |
| ○県税の賦課業務の集約に伴う関係規則の整備等に関する規則 | (税務課)   | 2 |

### 規 則

熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 25 号

熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

熊本県行政書士法施行細則(昭和 47 年熊本県規則第 73 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の申請をしようとする者は、行政書士試験合格証明書交付申請書(別記第 1 号の 2 様式)を知事に提出しなければならない。

別記第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 1 号の 2 様式(第 2 条関係)

#### 行政書士試験合格証明書交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 氏 名 印

行政書士試験合格証明書の交付を受けたいので、熊本県行政書士法施行細則第 2 条第 3 項の規定により関係書類を添えて申請します。

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒		
電 話 番 号	— —	合格年度	年 度
申 請 理 由			

添付書類	1 運転免許証又は本人であることを証明する書類（写真が貼付されたものに限る。）の写し 2 戸籍の附票（合格時と住所が異なる場合に限る。） 3 戸籍抄本（合格時と氏名が異なる場合に限る。）
------	---

## 熊本県収入証紙貼付欄

(消印されたもの又は著しく汚損し、若しくはき損したものは使用できません。)

(注) 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第3号様式中「関係者に提示」を「関係者に呈示」に改める。

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

県税の賦課業務の集約に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県規則第26号**

## 県税の賦課業務の集約に伴う関係規則の整備等に関する規則

(熊本県税条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改め、同条第5号中「総務部税務課」を「総務部総務税務局税務課」に改め、「(出納課を除く。)」を削り、「勤務する」を「所属する」に改める。

第1条の4中「第3条第6項」を「第3条第4項」に改め、同条を第1条の5とする。

第1条の3中「総務部税務課」を「総務部総務税務局税務課」に、「勤務する」を「所属する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(徴収に関する事務の一部委任)

第1条の4 知事は、条例第3条第1項の規定により、賦課の基準となる日（申告の日又は賦課決定の通知を行った日をいう。以下この条において「賦課基準日」という。）の納税義務者、特別徴収義務者又は条例第23条に規定する納税管理人の住所（法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地。以下この条において「住所等」という。）の所在地を所管する地域振興局長に、それらの者に係る県税の徴収に関する事務を委任する。

2 知事は、条例第3条第1項の規定により、賦課基準日において熊本市又は県外に住所等を有する納税義務者、特別徴収義務者又は条例第23条に規定する納税管理人に係る県税並びに地方消費税の徴収に関する事務を熊本県税事務所長に委任する。

第3条第2項中「地域振興局長又は熊本県税事務所長（以下「局長等」という。）若しくは自動車税事務所長」を「地域振興局長、熊本県税事務所長又は自動車税事務所長（以下「地域振興局長等」という。）」に改め、「次項において同じ。」を削り、同条第3項中「及び」を「又は」に改める。

第6条中「局長等」を「熊本県税事務所長又は自動車税事務所長」に改める。

第9条の7中「課税地の局長等」を「地域振興局長等」に改める。

第10条第2項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第10条の2中「課税地の局長等」を「地域振興局長等」に改める。

第11条中「局長等」を「地域振興局長等」に改める。

第11条の6中「の各号」を削り、「こえない」を「超えない」に改め、同条第1号及び第2号中「局長等又は自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第11条の10及び第12条中「第15条」を「第15条第2項」に改める。

第13条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第14条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長又は自動車税事務所長」に、「第15条」を「第15条第2項」に改め、同条第2項及び第3項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第19条の6の3及び第20条の2中「課税地の局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第22条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第23条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第32条の2第2項中「又は局長等」を削る。

第32条の6、第32条の7及び第32条の10中「地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第32条の11第3号中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第34条の2の2第2項中「又は局長等」を削る。

第40条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「第3条第1項各号」を「第3条第1項第4号」に、「局長等」を「地域振興局長等」、「熊本県税事務所長」又は「自動車税事務所長」に改め、「知事と読み替え」を「知事と読み替えて」に改め、「地方消費税、県たばこ税及び鉛区税の賦課徴収に関する事項については、この規則中「局長等」とあるのは「熊本県税事務所長」と読み替え、自動車税及び自動車取得税の賦課徴収に関する事項については、この規則中「局長等」とあるのは「自動車税事務所長」と読み替えてそれぞれ」を削る。

別表を削る。

別記第1号様式中「第1条の4関係」を「第1条の5関係」に、「第3条第6項」を「第3条第4項」に改める。

別記第1号の5様式中「熊本県 地域振興局長 を「熊本県熊本県税事務所長」に 熊本県熊本県税事務所長 改める。

別記第3号様式中「熊本県 地域振興局長 を「熊本県熊本県税事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第3号の2様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県熊本県税事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第3号の3様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県熊本県税事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第3号の6様式中「当県税事務所」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第11号様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県 事務所長

印」に、「当地域振興局(事務所)」を「当事務所」に改める。

別記第13号様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県熊本県税事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第13号の2様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県熊本県税事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第14号様式中「当県税事務所」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第14号の2様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県熊本県税事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第14号の2の2様式(その1)中「熊本県 地域振興局長 「熊本県 事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第14号の2の2様式(その2)中「熊本県 地域振興局長 「熊本県 事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第14号の2の2の2様式中「当事務所」を「熊本県自動車税事務所」に改める。

別記第14号の2の3様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県熊本県税事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第14号の3様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県 事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第14号の2の2の2の2様式中「当事務所」を「熊本県自動車税事務所」に改める。

別記第14号の2の3の3様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県熊本県税事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第14号の3の3様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県 事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第14号の4様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県 事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第14号の4の4様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県 事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第18号様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県熊本県税事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第19号の8様式及び別記第20号様式中「熊本県 地域振興局長 「熊本県 事務所長

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

「熊本県 事務所長 様」に改める。  
別記第21号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。  
別記第21号の2様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県 事務所長」に、「第15条」を「第15条第2項」に改める。  
別記第22号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 印」を「熊本県 事務所長」印に、「第15条」を「第15条第2項」に、「当地域振興局（県税事務所）」を「当事務所」に改める。  
別記第23号様式及び別記第23号の2様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 印」を「熊本県熊本県税事務所長 印」に、「当地域振興局（県税事務所）」を「熊本県税事務所」に改める。  
別記第24号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 印」を「熊本県 事務所長」印に、「当地域振興局（事務所）」を「当事務所」に改める。  
別記第26号の2様式（その1）中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。  
別記第26号の2様式（その4）中「熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 様」を「熊本県 事務所長 様」に改める。  
別記第26号の3様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 印」を「熊本県 事務所長 印」に、「当地域振興局（事務所）」を「当事務所」に改める。  
別記第27号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長」を「熊本県 事務所長」に、「当地域振興局（事務所）」を「当事務所」に改める。  
別記第28号の2様式、別記第28号の3様式及び別記第28号の4様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 様」を「熊本県 事務所長 様」に改める。  
別記第29号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。  
別記第29号の2様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。  
別記第29号の4の2様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所長 様」に、「課税地の地域振興局長（県税事務所長）」を「熊本県税事務所長」に改める。  
別記第29号の4の3様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。  
別記第29号の4の4様式及び別記第29号の4の5様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所長 様」に、「あて先」を「宛先」に改める。  
別記第29号の4の6様式及び別記第30号の2様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。  
別記第30号の3様式中「地域振興局 県税事務所 受付印」を「県税事務所 受付印」に、「※ 地域振興局 県税事務所 受付印」を「※ 県税事務所 处理欄」に改め、注意5局長 様」を「熊本県熊本県税事務所長 様」に、「※ 県税事務所 处理欄」に改め、注意5

を削る。

別記第31号様式中「熊本県  
熊本県 地域振興局長  
事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所長  
様」に改める。

別記第32号の2様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所  
長 様」に改める。

別記第33号様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印」を「熊本県熊本県税事務所長  
印」に改める。

別記第33号の2様式中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部長」、「課長」、「係長」、「主査」及び「課員」を削り、「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所  
熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。

別記第37号様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所長  
様」に改める。

別記第45号様式及び別記第45号の2様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印」を「熊本県熊本県税事務所長  
印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第45号の3様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務所  
長 様」に改める。

別記第45号の4様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印」を「熊本県熊本県税事務所  
長 印」に改める。

別記第45号の5様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印」を「熊本県熊本県税事務所  
長 印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第45号の6様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印」を「熊本県熊本県税事務所  
長 印」に改める。

別記第45号の7様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印」を「熊本県熊本県税事務所  
長 印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第45号の8様式中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部長」、「課長」、「係長」、「主査」及び「課員」を削り、「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊  
熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。

別記第45号の9様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印」を「熊本県熊本県税事務所  
長 印」に改める。

別記第45号の10様式中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部長」、「課長」、「係長」、「主査」及び「課員」を削り、「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊  
熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。

別記第45号の11様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印」を「熊本県熊本県税事務  
所長 印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第45号の12様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務  
所長 様」に、「1」を「リットル」に改める。

別記第45号の13様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印」を「熊本県熊本県税事務  
所長 印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第45号の14様式中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部長」、「課長」、「係長」、「主査」及び「課員」を削り、「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊  
熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。

別記第45号の15様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務  
所長 様」に改める。

別記第45号の16様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務  
所長 様」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第45号の17様式中「熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 様」を「熊本県熊本県税事務  
所長 様」に改める。

所長 様」に、「地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

別記第45号の18様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所長 印」

所長 印」に改める。

別記第45号の19様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所長 印」

所長 様」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第46号の3様式中「所長」、「次長」、「課長」、「参事」及び「主査」を削る。

別記第47号の3の2様式中「別記第47号の3の2様式」の次に「(第34条の3の2関係)」を加える。

別記第52号の2様式中「地域振興局」を「県税事務所」に、「熊本県 地域振興県税事務所 受付印」を「熊本県熊本県税事務受付印」

局長 を「熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。

所長 様」

(熊本県税災害減免条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本県税災害減免条例施行規則(昭和38年熊本県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課税地の地域振興局長又は」を削る。

(熊本県税特別措置条例施行規則の一部改正)

第3条 熊本県税特別措置条例施行規則(昭和39年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条中「課税地の地域振興局長又は」及び「(以下「地域振興局長等」という。)」を削る。

第3条から第6条までの規定中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

別記第1号様式(その1)中「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第1号様式(その2)中「別記第1号様式(その2)」の次に「(第2条関係)」を加え、「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第2号様式中「1.5」を「\_\_\_\_\_」に改める。  
100 100

別記第3号様式中「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第3号の3様式中「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に、「租税特別措置法第43条の4第2項の規定の適用を受ける」を「山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第3条第1項に規定する」に改め、「これらの減価償却資産を事業の用に供した事業年度において、租税特別措置法第43条の4第2項の規定による特別償却がなされた場合は、不均一課税の対象にならないことがありますので注意してください。」を削る。

別記第3号の8様式中「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に、「第13条第2号」を「第13条第1号及び第2号」に改める。

別記第4号様式及び別記第4号の3様式中「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第4号の8様式中「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に、「第13条第2号」を「第13条第1号及び第2号」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第3号の8様式中「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に、「第13条第2号」を「第13条第1号及び第2号」に改める。

別記第4号様式中「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に、「第13条第2号」を「第13条第1号及び第2号」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第3号の8様式中「課税地の地域振興局総務部税務課(熊本県税事務所)」を「熊本県税事務所」に、「第13条第2号」を「第13条第1号及び第2号」に改める。

熊本県熊本県税事務所長 様」

別記第7号様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所長 印」

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第8号様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所長 様」

様」に改める。

別記第9号様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所長 印」

印」に、「当地域振興局(県税事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第10号様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所長 印」

様」に改める。

別記第11号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長印」を「熊本県熊本県税事務所長印」に、「当地域振興局（県税事務所）」を「熊本県税事務所」に改める。  
別記第14号様式及び別記第15号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長様」を「熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類のうち、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後県税の賦課業務の集約に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成23年熊本県条例第14号）第1条の規定による改正後の熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）及びこれに基づく規則の規定により熊本県税事務所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、熊本県税事務所長に提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県税条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税特別措置条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県税特別措置条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 6 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税特別措置条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。
- 7 この規則の施行の際現に改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類のうち、施行日以後県税の賦課業務の集約に伴う関係条例の整備等に関する条例第4条の規定による改正後の熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）及びこれに基づく規則の規定により熊本県税事務所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、熊本県税事務所長に提出された申請書その他の書類とみなす。
- 8 この規則の施行の際現に改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 9 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。